

第 2 次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の策定について

1. 概要

平成 24 年 9 月に策定した「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」（以下、「計画」という。）の計画期間が、平成 29 年 3 月までとなっており、同年 4 月以降の計画が改定されていないことから、配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律等関係法令の改正を踏まえた策定作業を行い、新計画として定め、関連事業の推進を図るもの。

2. 改定（修正）作業

（1）進め方

国の法律や指針、県の行動計画の改正（改定）内容を踏まえながら、平成 24 年 9 月に策定した計画の内容（基本目標、施策の内容等）を基本に改定（修正）作業を行う。

（2）本改定のポイント

- ①男女共同参画の推進を踏まえた DV 計画
- ②総合保健センター内での関係課の連携により、DV 防止の啓発、相談窓口の周知や支援等を効果的に実施するよう策定
- ③旧計画で設置を検討することとなっていた配偶者暴力相談支援センターを計画期間内に設置（（仮称）こども家庭相談室（現在の家庭（児童）女性等相談室）が当該センターの機能を持ち運営。加害者からの追跡等を避けるため、看板等掲示せず。県内では、平成 27 年度に青森市設置済み）

3. 留意しなければならない法律等

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「法律」という。）

（2）法律第 2 条の 2 で定めた「基本方針」（市町村基本計画の指針）

（3）第 4 次青森県 DV 防止・被害者支援計画

（平成 31 年 3 月策定、計画期間：令和 5 年度まで）

（4）その他

- ①県の支援計画では、冒頭の「1 基本的な考え方」の「（2）基本理念」において、「～、人権の擁護と男女共同参画の実現に向けた取組が行われています。DV は個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げるものです。」と説明していることから、当市の DV 計画にも男女共同参画の実現（推進）についての説明も必要である。
- ②八戸市男女共同参画基本条例第 15 条（男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止）において、暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を禁止している。（男女共同参画基本計画においても、「男女間の暴力の防止と被害者支援」（Ⅲ-（1）-①）を明記）

4. 計画期間（案）

令和元年度中に改定を行い、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間とする。

5. 附属機関からの意見聴取等

(1) 附属機関からの意見聴取

前回の計画策定時に、八戸市虐待等防止対策会議で審議していることから、同会議での審議をいただく。

※虐待会議は1月に素案を提示し3月に報告（予定）

(2) パブリックコメントの実施

八戸市虐待等防止対策会議での素案提示後に、市HP等において、「八戸市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、パブリックコメントを実施する。

(3) 庁内関係各課（市民連携推進課を新たに追加）

八戸市DV被害者支援庁内連絡会議において、改定版の素案を提示し、意見を聴取する（令和元年12月25日実施済み）。

6. 作業見込み

(1) 上記3. 留意する法律等の確認と項目出し（令和元年11月）

(2) 上記（1）を計画案に反映し素案作成（同12月）

(3) 修正案作成（令和2年1月～2月）

①（施策の方向）部署名及び計画P12の（4）関係課および関連事務事業一覧の確認

②現体制で実施している事業等反映、および来年度以降の体制を想定した修正

③特に、基本目標Ⅰの重点目標1「DV防止のための意識啓発」においては、八戸市男女共同参画基本条例も踏まえた取組が求められるため、担当課の事業も追加。

(4) 令和2年3月下旬に改定作業終了

項目	説明		改訂の考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
基本目標 I 暴力の未然防止のための取組の推進				
	DVを防止するためには、DV行為に関しての市民の認識を高めていく必要があります。また、恋人間における暴力（以下「デートDV」という。）を防止するためにも、学校において男女平等教育等の中でDV防止につながる教育を進めていく必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。	<u>DVを防止し、根絶するためには、市民一人一人がお互いを理解し、尊重し合うことが重要です。</u> <u>そのため、家族、職場、学校、地域等で男女の人権が尊重される男女共同参画を推進する必要があります。</u> こうしたことから、次の目標を掲げます。	・男女平等教育等の男女共同参画に関する啓発活動を推進するため、当該箇所を追加。（県計画では冒頭で男女共同参画に触れている）	・「デートDV」は個別の事案なので、基本目標説明では触れない。
重点目標 1 DV防止のための意識啓発				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市では、市民一人一人がDVに関する正しい知識を深め、DVを根絶する社会的気運を高めるため、広報はちのへやホームページ等により啓発を行っています。 DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。 DVを受けながら、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、今後はDVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。 最近では、デートDVが新聞やテレビで報道されるなど、恋人間においても配偶者間と同様の暴力があることが問題となっています。このことは、結婚後も暴力が継続し、深刻化するおそれがあります。このため、若い世代に対し、配偶者暴力に関する正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解を深めるための教育を行うことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市では、市民一人一人がDVに関する正しい知識を深め、DVを根絶する社会的気運を高めるため、広報はちのへやホームページ等により啓発を行っています。 DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。 DVを受けながら、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、今後はDVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。 <u>最近では、デートDVが新聞やテレビで報道されるなど、恋人間においても配偶者間と同様の暴力があることが問題となっています。このことは、結婚後も暴力が継続し、深刻化するおそれがあります。このため、</u> <u>学校教育の段階から、若い世代に対し、配偶者暴力に関する暴力は重大な人権侵害であるという正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解を深めるための教育を行うことが必要です。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における男女共同参画に関する取り組みを通して、啓発活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 県のDV計画では、施策の方向において「デートDV」の地域普及について説明。（重点目標の現状と課題では触れず）
施策の方向	① 市民への正しい理解の普及			
	<ul style="list-style-type: none"> DVに関する正しい理解と認識を図るため、啓発用リーフレットを配布する。 〔こども家庭課〕 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）期間中は集中的な啓発をする。 〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を実施する。</u> 〔市民連携推進課、こども家庭課子育て支援課〕 ・<u>DVに関する正しい理解と認識を図るため、啓発用リーフレットを配布する。</u> 〔こども家庭課〕 ・「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）期間中は集中的な啓発をする。〔市民連携推進課、こども家庭課子育て支援課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力自体、人権侵害であることを、男女の人権尊重をはじめとする男女共同参画に関する意識啓発とともに実施することが必要。 ・リーフレットは作成部数に限りがあり、必ずしも支援等が必要な市民へとどくものではないことから、広報誌等に周知媒体を変更。 ・「広報誌」は、広報はちのへのほか、男女共同参画を考える情報誌「WITH YOU」も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市男女共同参画基本条例第15条（男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止）でも規定。
	② 市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知			
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を実施する。</u> 〔こども家庭課〕 ・DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設に設置する。 〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を実施する。</u> <u>（再掲）</u> 〔市民連携推進課、こども家庭課子育て支援課〕 ・DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設に設置する。 〔こども家庭課子育て支援課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・①周知媒体を広報誌等に変更したことに伴い、一部の施策の方向を「再掲」に変更。 	

第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画
新旧対照表

資料2

項目	説明		改訂の考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
③ 若年層等への教育、啓発				
	<p>・学校において、人権や男女平等についての教育・啓発をする。〔こども家庭課〕</p>	<p>・人権の尊重や男女の平等は、道徳の授業等を通して児童生徒の学習機会が確保されていることから、学校訪問等により、各校の指導や取組を支援する。〔教育指導課〕</p> <p>・学校において、人権や男女平等についての教育・啓発をする。〔教育指導課、こども家庭課〕</p>	<p>・「道徳の授業等」は、道徳科、社会科、保健体育科、特別活動等すべての教育活動を含む。</p> <p>・「学校訪問等」は、学校訪問、教員研修、個別事案への対応等を指し、これらの通じて支援を実施。</p>	<p>担当課を教育指導課及びこども支援センターへ変更</p>

項目	説明		改訂の考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実				
	<p>DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすいという特性があります。そのため、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要です。</p> <p>また、複雑かつ多岐にわたる相談に対して適切な支援を行うには、関係課の連携や相談員の資質向上の必要性が高まっています。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。</p>			
重点目標2 早期発見のための体制づくり				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めざるを得ない状況が数多くあります。 ・子どもにとっては、精神不安定により養育に好ましくない影響を及ぼすこともあります。 ・DV被害の早期発見と早期対応のために、関係機関・団体の緊密な連携が必要です。 			
施策の方向	① 医療関係者に対する啓発			
	・DVの通報努力義務について医療関係者への周知を図る。〔こども家庭課〕	・DVの通報努力義務について医療関係者への周知を図る。〔こども家庭課子育て支援課〕	医療関係者として、八戸市医師会を通じて周知を図る。	・総合保健センターに市医師会等移転予定。
	② 地域の支援者に対する啓発			
	・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。〔こども家庭課〕	・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。〔こども家庭課子育て支援課〕		
	③ 学校、児童福祉施設に対する啓発			
・被害者と子どもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。〔こども家庭課〕	・被害者と子どもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。〔こども家庭課子育て支援課〕	・被害者と子どもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。〔こども家庭課子育て支援課〕	・学校内でのポスター掲示を通して意識啓発を図るとともに、DVや児童虐待の早期発見への取り組みが必要。	・面前DVは、児童への心理的虐待。

第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画
新旧対照表

資料2

項目	説 明		改訂の 考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
重点目標3 相談体制の充実				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市では、家庭（児童）女性等相談室において、DV問題を含む、女性が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員による電話、面接相談を行っています。また、市ホームページにおいて24時間相談を受け付けています。相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化しており、相談員の専門的知識が必要となってきています。 DV被害の影響は、外傷等の身体的影響だけではなく、繰り返される暴力の中で、加害者による心理的コントロールや追跡の恐怖、将来への不安等のために元の（夫等の）家に戻ることもあります。このような特性を認識し、安全に配慮しながら支援をする必要があります。 窓口対応者のDV被害者に対する理解の不足から、被害者がさらに精神的被害を受ける二次的被害が発生することがあります。また、相談窓口が変わるたびにDV被害者が同じ内容を何度も説明することは、DV被害者の心理的負担の増加につながります。被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意して対応しなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> 市では、<u>家庭（児童）女性等相談室</u>も<u>家庭相談室</u>において、DV問題を含む、女性が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員による電話、面接相談を行っています。また、市ホームページにおいて24時間相談を受け付けています。相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化しており、相談員の専門的知識が必要となってきています。 DV被害の影響は、外傷等の身体的影響だけではなく、繰り返される暴力の中で、加害者による心理的コントロールや追跡の恐怖、将来への不安等のために元の（夫等の）家に戻ることもあります。このような特性を認識し、安全に配慮しながら支援をする必要があります。 窓口対応者のDV被害者に対する理解の不足から、被害者がさらに精神的被害を受ける二次的被害が発生することがあります。また、相談窓口が変わるたびにDV被害者が同じ内容を何度も説明することは、DV被害者の心理的負担の増加につながります。被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意して対応しなければなりません。 		
施策の方向	① 相談者からの多様なニーズへの対応			
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者または外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、支援体制を検討する。〔こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課〕 被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次的被害を防ぐ。〔こども家庭課・市民課・健康増進課・国保年金課・学校教育課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者<u>または</u>外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、<u>支援体制を検討する個々の状況に応じた支援を実施する。</u>〔こども家庭課子育て支援課・高齢福祉課・障がい福祉課〕 被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、<u>相談窓口は関係課相互との</u>連携を図り、二次的被害を防ぐ。〔こども家庭課子育て支援課・市民課・<u>健康増進課健康づくり推進課</u>・国保年金課・学校教育課〕 		
	② 相談員の各種研修への参加			
	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への正しい理解と、適切な助言を行うため、専門研修を受講し、相談員等の資質の向上を図る。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への正しい理解と、適切な助言や<u>支援を行うため、専門研修を受講し</u>の<u>受講機会を設け</u>、相談員等の資質の向上を図る。〔こども家庭課子育て支援課〕 		
	③ 相談体制の強化			「④DVセンター等の検討」と統合も？
	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、携帯電話等からメールによる相談に対応する。〔こども家庭課〕 被害者が安心して情報提供と支援が受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、携帯電話等からメールによる相談に対応する。〔こども家庭課〕 被害者が安心して情報提供と支援が受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。〔こども家庭課子育て支援課〕 		
	④ DVセンター等の検討		④ <u>配偶者暴力相談支援センターの設置・運営</u>	<ul style="list-style-type: none"> 県DV計画では、DVセンターの増設を支援（市町村は青森市のみ設置）
<ul style="list-style-type: none"> DVセンターの設置について検討する。〔こども家庭課〕 各課窓口で行っている相談業務の集約化について検討する。〔こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課〕 	<ul style="list-style-type: none"> <u>DVセンターの設置について検討するこども家庭相談室を当市の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、女性相談員を中心に相談業務や各種支援事業を実施する。</u>〔こども家庭課子育て支援課〕 <u>住民健診等の機会を活用しながら、DVの周知啓発とともに相談窓口を周知する。</u>〔子育て支援課〕 <u>各課窓口で行っている相談業務の集約化について検討する様々な相談を通してDVの把握に努め、関係機関が相互に連携することにより速やかな支援につなげる。</u>〔こども家庭課子育て支援課・高齢福祉課・障がい福祉課健康づくり推進課、こども支援センター〕 	<ul style="list-style-type: none"> DV法第3条第2項で、市は、適切な施設でDVセンターの機能を果たす努力義務。 住民健診、健康相談、発達相談等での来所者からのヒアリングを通じて、DVが隠れた事案となっていないか把握することが必要。 総合保健センターの関係機関の連携による支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> DVセンターは、被害者の相談、心身の健康回復の指導等、就労・自立支援等を実施。 総合保健センター内での相談業務は、法のDVセンターよりも事案の把握や相談・支援が有機的に実施できる体制である。 	

項目	説明		改訂の考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
基本目標Ⅲ 被害者の保護・自立に向けての支援の充実				
	被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者の支援を行ううえで非常に重要です。一時保護が安全かつ確実に実施できるような支援を行うとともに、個人情報の厳重な管理が必要です。また、被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、精神面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。			
重点目標4 被害者の安全確保の徹底				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくる場合があります。その際、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。 ・このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口で相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制が必要です。 ・DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行するなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくる場合があります。その際、被害者を<u>連れ戻そうと追跡</u>する加害者も少なくありません。 ・このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口で相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制が必要です。 ・DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行するなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連れ戻すだけでなく、つきまといや嫌がらせ等も想定されるため、「追跡」に変更。 	
施策の方向	① 被害者の緊急時等の安全確保の徹底			
	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。〔こども家庭課・高齢福祉課〕 ・警察等他機関と連携して支援する。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。〔こども家庭課子育て支援課・高齢福祉課〕 ・警察等他機関と連携して支援する。〔こども家庭課子育て支援課〕 		
	② 一時保護施設との連携	② 一時保護施設等との連携	等＝女性相談所、児童相談所、母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・DV法改正（R2・4・1）で関係機関に児童相談所が追加
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県と連携して支援する。〔こども家庭課〕 ・こどもへの暴力がある場合は、児童相談所と連携して支援する。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県と連携して支援する。〔こども家庭課子育て支援課〕 ・こどもへの暴力があるが、いる世帯の場合は、<u>児童虐待にも該当する恐れがあることから児童相談所と連携して母子を支援する。</u>〔こども家庭課子育て支援課〕 ・こどもがおり、加害者からの追跡等の危険が低い場合は、母子生活支援施設と連携しながら自立を支援する。〔子育て支援課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護や母子生活支援施設への入所を通して、被害者の自立支援を図る。 ・児童相談所から心理的虐待（面前DV）の事案が市へ送致されてくることから、母子それぞれへの支援や助言が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の女性相談所との連携となるが、安全確保のため女性相談所を明記せず。 ・こどもの前のDVは児童への心理的虐待に該当（身体的暴力も疑われるので、母子へのヒアリングを通じて適切な対応が必要。）

項目	説明		改訂の考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
重点目標5 個人情報の保護				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者がDV被害者等の居場所を探すことも考えられるため、市ではDV被害者等からの申出に基づき、当事者及び同伴家族の住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写しの交付制限を行うことで、被害者の現住所に係る個人情報の保護を図るとともに、関係課に対し、DV被害者等である旨の情報提供を行っています。 ・被害者のこどもの就学に際し、転校先の学校や教育委員会では、被害者保護の観点から、情報提供の制限等の対応をしています。 ・関係職員は、被害者の現住所に係る個人情報に細心の注意を払い、適切に取り扱う必要があります。 			
施策の方向	① 被害者情報保護の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者からの被害者に係る閲覧申出・請求等に対する制限を徹底する。〔市民課〕 ・デートDVや親子間での暴力等、配偶者以外からの暴力被害については、住民基本台帳事務における支援措置の取扱いに準じた市独自の取扱いにより、被害者の個人情報の保護を行う。〔市民課〕 ・被害者情報の共有と関係機関による居場所を含む被害者の情報管理を徹底する。〔生活福祉課・市民課・国保年金課〕 ・他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底する。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者からの被害者に係る閲覧申出・請求等に対する制限を徹底する。〔市民課〕 ・申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底する。 ・デートDVや親子間での暴力等、配偶者以外からの暴力被害については、住民基本台帳事務における支援措置の取扱いに準じた市独自の取扱いにより、被害者の個人情報の保護を行う。〔市民課〕 ・被害者情報の共有と関係機関による居場所を含む被害者の情報管理を徹底する。〔生活福祉課・市民課・国保年金課〕 ・他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底する。〔こども家庭課子育て支援課〕 		<ul style="list-style-type: none"> ・「加害者」には加害者本人と代理人（調査機関）を含む。
重点目標6 自立に向けた支援の実施				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が加害者から逃れ自立して生活しようとする場合、生活費・安全な居住場所の確保や離婚、こどもの養育、就業など様々な問題に直面しています。DV被害者は精神的に不安定な状態であることが多いため、心理的な安定、回復を目指し、居住場所の確保をはじめ生活基盤を整える等個々の状況に応じた支援が必要です。 ・自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されるよう、弾力的運用が必要です。 ・高齢者、障がい者に対しても、保護や自立支援が受けにくいことにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めていくことが必要です。 ・こども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保されるよう配慮が必要です。また、DVはこどもに直接向けられた行為ではありませんが、その行為をこどもが直接目撃している場合は、こども自身が心理的被害を受けていることがあります。そのため心理的なケアを行う配慮が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が加害者から逃れ自立して生活しようとする場合、生活費・安全な居住場所の確保や離婚、こどもの養育、就業など様々な問題に直面しています。DV被害者は精神的に不安定な状態であることが多いため、心理的な安定、回復を目指し、居住場所の確保をはじめ生活基盤を整える等個々の状況に応じた支援が必要です。 ・自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されるよう、弾力的運用が必要です。 ・高齢者、障がい者に対しても、保護や自立支援が受けにくいことにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めていくことが必要です。 ・こども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保されるよう配慮が必要です。 ・<u>また、こどもが直接DVはを目撃した場合は、こどもに直接向けられた行為ではありませんが、その行為をこどもが直接目撃している場合は、こども自身が心理的被害を受けていることがあります。そのため心理的なケアを行う配慮が必要です。面前DVとして心理的な児童虐待に該当することから、加害者への指導・助言とともに、こどもへのケア等の支援が必要です。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・面前DVは心理的な児童虐待として定義されている。

第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画
新旧対照表

資料2

項目	説明		改訂の考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
施策の方向	① 就労・居住場所等に関する支援	① 就労・居住場所等 の確保 に関する支援		
	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口において、自立支援に関わる情報提供をする。〔こども家庭課〕 被害者の状況に応じ、医療機関やカウンセリングの情報提供をする。〔こども家庭課〕 必要に応じた被害者へのカウンセリングの実施について検討する。〔こども家庭課〕 市営住宅において一定期間の目的外使用を実施し、新規入居時における優先的な扱いについて検討をする。〔建築住宅課〕 被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入所を実施する。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口において、自立支援に関わる情報を提供をする。〔こども家庭課子育て支援課〕 被害者の状況や環境に応じ、医療機関やカウンセリングのほか、法律相談等についての情報提供をする。〔こども家庭課子育て支援課〕 必要に応じた被害者へのカウンセリングの実施について検討する。〔こども家庭課〕 公営住宅やセーフティネット住宅の情報提供をする。 市営住宅において一定期間の目的外使用を実施し、新規入居時における優先的な扱いについて検討をする。〔建築住宅課〕 被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入所を実施する。〔こども家庭課子育て支援課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や親権についての法律相談も必要。 相談やカウンセリングの説明を一本化。 公営住宅は、県営及び市営住宅。 DV被害者（証明書あり）の場合、市営住宅は空き状況に応じて優先的に入所可能。 セーフティネット住宅は登録簿の閲覧。 	
	② 各種援護制度に関する支援	② 各種援護制度 に関する を活用した支援		
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護をはじめ、被害者への適切な生活支援策を活用する。〔こども家庭課・生活福祉課〕 申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施する。〔市民課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護をはじめ、被害者への適切な生活支援策を活用する情報提供し、状況に応じて手続や相談に同行する。〔こども家庭課子育て支援課・生活福祉課〕 申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底する。（再掲） 申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施する。〔市民課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な生活支援策として、生活保護のほか親族の支援についても提案する。 市民課の支援措置は、重点目標5①の再掲 	
③ こどもへの支援				
<ul style="list-style-type: none"> 保育所への入所を優先的に実施する。〔こども家庭課〕 学校、幼稚園の転校にあたっての配慮、就学援助等適切な対応と支援をする。〔学校教育課〕 転校後の学校内での安全を確保する。〔学校教育課〕 スクールカウンセラーや心の教室相談員等によるカウンセリングを行い、こどもの心理的安定を図る。〔教育指導課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所施設への入所を優先的に実施する。〔こども家庭課こども未来課〕 小中学校、幼稚園の転校にあたっての配慮、相談を通じて就学援助等の支援策を情報提供し、適切に対応する適切な対応情報提供と相談とを通じて手続を支援をする。〔学校教育課〕 転校後の学校内での安全を学校と連携して確保する。〔学校教育課〕 スクールカウンセラーや心の教室相談員スクールソーシャルワーカー等によるカウンセリングを行い相談体制を整備し、こどもの心理的安定を図る。〔教育指導課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 「幼稚園」は市として利用調整等の対応は不可能であるため、削除。（DVによる転入、転居に際しては、幼稚園や保育施設に関する情報を提供） 「心の教育相談員配置事業」から「スクールソーシャルワーカー配置事業」に変更。 		

第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画
新旧対照表

資料2

項目	説明		改訂の考え方	備考
	旧計画	第2次計画案（修正案）		
基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協力				
	DV防止の周知、被害者の発見、被害者の自立支援など、あらゆる場面で関係機関と連携・協力してDV施策に取り組むことが有効かつ重要です。より広範な機関や団体との連携・協力を構築するとともに、これまでの連携・協力体制を強化する必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。	<u>DVを防止し、さらに被害を最小限度に抑えるためには、啓発活動をはじめDV防止の周知、被害者の早期発見、被害者への寄り添った相談や自立支援など、あらゆる場面で関係機関と連携・協力してDV施策に取り組むことが有効かつ重要必要</u> です。より広範な機関や団体との連携・協力を構築するとともに、これまでの連携・協力体制を強化する必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。		
重点目標7 庁内機関との連携				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 被害者は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を被害者の立場に立つて行う必要があります。 市では、DV被害者支援庁内連絡会議を開催し、関係課との情報共有を行っておりますが、今後もDVの早期発見及び必要な情報を提供するための連携・協力体制を整備していくことが重要です。 			
施策の方向	① 庁内連絡会議等の活用			
	<ul style="list-style-type: none"> 保健・教育・福祉等各部門が連携及び情報共有をして、相談に関する支援を円滑に進める。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 保健・教育・福祉等各部門が連携及び情報を共有をして、<u>被害者等からの相談をはじめ保護や自立に関する支援等</u>を円滑に進める。〔こども家庭課子育て支援課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 「被害者等」は、被疑者本人ほか、周囲の親族や学校を指す。 被害者に負荷をかけぬように情報共有と連携が必要。 	
重点目標8 庁外機関との連携				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を、市のみで行うには対応に限界があり、県DVセンターや警察署等、関係機関との連携が必要不可欠です。 現在は、八戸地域DV防止法担当者連絡会議で関係機関相互の情報の共有及び連携を図っています。DV被害者が必要とする支援を的確に行えるよう、今後もさらに連携の強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止や被害者からの相談、<u>救済保護</u>、自立などの一連の支援を、市のみで行うには対応に限界があり、県DVセンターや警察署等、関係機関との連携が必要不可欠です。 現在は、<u>八戸地域DV防止法担当者連絡会議八戸地区犯罪被害者支援ネットワーク</u>で関係機関相互の情報の共有及び連携を図っています。DV被害者が必要とする支援を的確に行えるよう、今後もさらに連携の強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の名称に修正 	
施策の方向	① 関係団体担当者との連携	① 関係団体担当者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 組織としての連携であるため、担当者は削除 	
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の被害者、高齢の被害者、障がいのある被害者の支援に向け、関係機関との協力体制に努める。〔こども家庭課〕 一時保護施設との連携を強化し、迅速に対応する。〔こども家庭課〕 DVセンターとの連携・協力体制を強化する。〔こども家庭課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の被害者、高齢の被害者、障がいのある被害者の支援に向け、<u>虐待等防止対策会議を通じて</u>関係機関との協力体制に努める。〔こども家庭課子育て支援課、福祉政策課〕 一時保護施設との連携を強化し、迅速に対応する。〔こども家庭課子育て支援課〕 <u>DVセンター＝県等</u>との連携・協力体制を強化する。〔こども家庭課子育て支援課〕 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者保護のためDVセンターは明記せず。 県等は、女性相談センター（保護施設&支援センター）、三戸地方福祉事務所（支援センター）及び青森県警を指す。 虐待等防止対策会議を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 県警本部は少年女性安全課、八戸警察署は生活安全課 虐待等防止対策会議により、庁内外の連携と情報共有を図る。

第 2 次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

本文案

八戸市福祉部子育て支援課

基本目標Ⅰ 暴力の未然防止のための取組の推進

DVを防止し、根絶するためには、市民一人一人がお互いを理解し、尊重し合うことが重要です。

そのため、家族、職場、学校、地域等で男女の人権が尊重される男女共同参画を推進する必要があります。

こうしたことから、次の目標を掲げます。

重点目標1 DV防止のための意識啓発

＜現状と課題＞

・市では、市民一人一人がDVに関する正しい知識を深め、DVを根絶する社会的気運を高めるため、広報はちのへやホームページ等により啓発を行っています。

・DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。

・DVを受けながら、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、今後はDVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。

・最近では、デートDVが新聞やテレビで報道されるなど、恋人間においても配偶者間と同様の暴力があることが問題となっています。このことは、結婚後も暴力が継続し、深刻化するおそれがあります。

・学校教育の段階から、暴力は重大な人権侵害であるという正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解を深めるための教育を行うことが必要です。

【施策の方向】

① 市民への正しい理解の普及

・広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を図る。

・「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）期間中は集中的な啓発を行う。

② 市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知

・広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を図る。（再掲）

・DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設に設置する。

③ 若年層等への教育、啓発

・人権の尊重や男女の平等は、道徳の授業等を通して児童生徒の学習機会が確保されていることから、学校訪問等により、各校の指導や取組を支援する。

基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすいという特性があります。

そのため、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要です。

また、複雑かつ多岐にわたる相談に対して適切な支援を行うには、関係課の連携や相談員の資質向上の必要性が高まっています。

こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

重点目標2 早期発見のための体制づくり

<現状と課題>

・DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらいがちです。

・こどもにとっては、精神不安定により養育に好ましくない影響を及ぼすこともあります。

・DV被害の早期発見と早期対応のために、関係機関・団体の緊密な連携が必要です。

【施策の方向】

① 医療関係者に対する啓発

・DVの通報努力義務について医療関係者への周知を図る。

② 地域の支援者に対する啓発

・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。

③ 学校、児童福祉施設に対する啓発

・被害者とこどもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。

・児童・生徒をはじめ保護者に対して、学校等を通じてDVの意識啓発を図り、早期発見の体制構築を図る。

重点目標3 相談体制の充実

<現状と課題>

・市では、家庭（児童）女性等相談室において、DV問題を含む、女性が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員による電話、面接相談を行っています。また、市ホームページにおいて24時間相談を受け付けています。相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化しており、相談員の専門的知識が必要となってきました。

・DV被害の影響は、外傷等の身体的影響だけではなく、繰り返される暴力の中で、加害者による心理的コントロールや追跡の恐怖、将来への不安等のために元の（夫等の）家に戻ることもあります。このような特性を認識し、安全に配慮しながら支援をする必要があります。

・窓口対応者のDV被害者に対する理解の不足から、被害者がさらに精神的被害を受ける二次的被害が発生することがあります。また、相談窓口が変わるたびにDV被害者が同じ内容を何度も説明することは、DV被害者の心理的負担の増加につながります。被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意して対応しなければなりません。

【施策の方向】

① 相談者からの多様なニーズへの対応

・高齢者、障がい者や外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、個々の状況に応じた支援を実施する。

・被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課相互の連携を図り、二次的被害を防ぐ。

② 相談員の各種研修への参加

・被害者への正しい理解と、適切な助言や支援を行うため、専門研修の受講機会を設け、相談員等の資質の向上を図る。

③ 相談体制の強化

・パソコン、携帯電話等からメールによる相談に対応する。

・被害者が安心して情報提供と支援が受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。

④ 配偶者暴力相談支援センターの設置・運営

・家庭（児童）女性等相談室を当市の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、女性相談員を中心に相談業務や各種支援事業を実施する。

・住民健診等の機会を活用しながら、DVの周知啓発とともに相談窓口を周知する。

・様々な相談を通してDVの把握に努め、関係機関が相互に連携することにより速やかな支援につなげる。

基本目標Ⅲ 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者の支援を行ううえで非常に重要です。一時保護が安全かつ確実に実施できるような支援を行うとともに、個人情報の厳重な管理が必要です。

また、被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、精神面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。

こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

重点目標4 被害者の安全確保の徹底

<現状と課題>

・DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくることがあります。その際、被害者を追跡する加害者も少なくありません。

・このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口で相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制が必要です。

・DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行するなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。

【施策の方向】

① 被害者の緊急時等の安全確保の徹底

- ・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。
- ・警察等他機関と連携して支援する。

② 一時保護施設等との連携

- ・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県と連携して支援する。
- ・子どもがいる世帯の場合は、児童虐待にも該当する恐れがあることから児童相談所と連携して母子を支援する。
- ・子どもがおり、加害者からの追跡等の危険が低い場合は、母子生活支援施設と連携しながら自立を支援する。

重点目標5 個人情報保護

<現状と課題>

・加害者がDV被害者等の居場所を探すことも考えられるため、市ではDV被害者等からの申出に基づき、当事者及び同伴家族の住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写しの交付制限を行うことで、被害者の現住所に係る個人情報の保護を図るとともに、関係課に対し、DV被害者等である旨の情報提供を行っています。

・被害者のこどもの就学に際し、転校先の学校や教育委員会では、被害者保護の観点から、情報提供の制限等の対応をしています。

・関係職員は、被害者の現住所に係る個人情報に細心の注意を払い、適切に取り扱う必要があります。

【施策の方向】

① 被害者情報保護の実施

・加害者からの被害者に係る閲覧申出・請求等に対する制限を徹底する。

・申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底する。

・被害者情報の共有と関係機関による居場所を含む被害者の情報管理を徹底する。

・他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底する。

重点目標6 自立に向けた支援の実施

<現状と課題>

・DV被害者が加害者から逃れ自立して生活しようとする場合、生活費・安全な居住場所の確保や離婚、こどもの養育、就業など様々な問題に直面しています。DV被害者は精神的に不安定な状態であることが多いため、心理的な安定、回復を目指し、居住場所の確保をはじめ生活基盤を整える等個々の状況に応じた支援が必要です。

・自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されるよう、弾力的運用が必要です。

・高齢者、障がい者に対しても、保護や自立支援が受けにくいことにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めていくことが必要です。

・こども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保されるよう配慮が必要です。

・こどもが直接DVを目撃した場合は、面前DVとして心理的な児童虐待に該当することから、加害者への指導・助言とともに、こどもへのケア等の支援が必要です。

【施策の方向】

① 就労・居住場所等の確保に関する支援

・相談窓口において、自立支援に関わる情報を提供する。
・被害者の状況や環境に応じ、医療機関やカウンセリングのほか、法律相談等についての情報を提供する。

・公営住宅やセーフティネット住宅の情報を提供する。

・被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入所を実施する。

② 各種援護制度を活用した支援

・生活保護をはじめ、被害者への適切な生活支援策を情報提供し、状況に応じて手続や相談に同行する。

・申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底する。（再掲）

③ こどもへの支援

・保育所施設への入所を優先的に実施する。

・小中学校の転校にあたっての配慮、相談を通じて就学援助等の支援策を情報提供し、適切に対応する。

・転校後の学校内での安全を学校と連携して確保する。

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制を整備し、こどもの心理的安定を図る。

基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協力

DVを防止し、さらに被害を最小限度に抑えるためには、啓発活動をはじめ、被害者の早期発見、被害者に寄り添った相談や自立支援など、あらゆる場面で関係機関と連携・協力して取り組むことが必要です。

より広範な機関や団体との連携・協力を構築するとともに、これまでの連携・協力体制を強化する必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

重点目標7 庁内機関との連携

<現状と課題>

・被害者は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を被害者の立場に立って行う必要があります。

・市では、DV被害者支援庁内連絡会議を開催し、関係課との情報共有を行っておりますが、今後もDVの早期発見及び必要な情報を提供するための連携・協力体制を整備していくことが重要です。

【施策の方向】

① 庁内連絡会議等の活用

・保健・教育・福祉等各部門が連携及び情報を共有し、被害者等からの相談をはじめ保護や自立支援等を円滑に進める。

重点目標8 庁外機関との連携

<現状と課題>

・DV防止や被害者からの相談、保護、自立などの一連の支援を、市のみで行うには対応に限界があり、県DVセンターや警察署等、関係機関との連携が必要不可欠です。

・現在は、八戸地区犯罪被害者支援ネットワークで関係機関相互の情報の共有及び連携を図っています。DV被害者が必要とする支援を的確に行えるよう、今後もさらに連携の強化に努めます。

【施策の方向】

① 関係団体との連携

・外国人の被害者、高齢の被害者、障がいのある被害者の支援に向け、虐待等防止対策会議を通じて関係機関との協力体制に努める。

・一時保護施設との連携を強化し、迅速に対応する。

・県等との連携・協力体制を強化する。

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画 事業一覧

【基本目標】 [重点目標] <施策の方向（担当課）>

I 暴力の未然防止のための取組の推進

1. DV防止のための意識啓発

①市民への正しい理解の普及	
・ 広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を図る。	子育て支援課 市民連携推進課※
・ 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）期間中は集中的な啓発を行う。	子育て支援課 市民連携推進課※
②市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	
・ 広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を図る。（再掲）	子育て支援課 市民連携推進課※
・ DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設に設置する。	子育て支援課
③若年層等への教育、啓発	
・ 人権の尊重や男女の平等は、道徳の授業等を通して児童生徒の学習機会が確保されていることから、学校訪問等により、各校の指導や取組を支援する。	教育指導課※

Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

2. 早期発見のための体制づくり

①医療関係者に関する啓発	
・DVの通報努力義務について医療関係者への周知を図る。	子育て支援課
②地域の支援者に対する啓発	
・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。	子育て支援課
③学校、児童福祉施設に対する啓発	
・被害者とこどもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。	子育て支援課
児童・生徒をはじめ保護者に対して、学校等を通じてDVの意識啓発を図り、早期発見の体制構築を図る。	教育指導課

3. 相談体制の充実

①相談者からの多様なニーズへの対応	
・高齢者、障がい者や外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、個々の状況に応じた支援を実施する。	子育て支援課 高齢福祉課 障がい福祉課
・被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、関係課相互の連携を図り、二次的被害を防ぐ。	子育て支援課 市民課 健康づくり推進課 国保年金課 学校教育課
②相談員の各種研修への参加	
被害者への正しい理解と、適切な助言や支援を行うため、専門研修の受講機会を設け、相談員等の資質の向上を図る。	子育て支援課
③相談体制の強化	
・パソコン、携帯電話等からメールによる相談に対応する。	子育て支援課
・被害者が安心して情報提供と支援を受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。	子育て支援課

【基本目標】

[重点目標]

＜施策の方向（担当課）＞

④配偶者暴力相談支援センターの設置・運営	
（仮称）こども家庭相談室を当市の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、女性相談員を中心に相談業務や各種支援事業を実施する。	子育て支援課
・住民健診等の機会を活用しながら、DVの周知啓発とともに相談窓口を周知する。	子育て支援課
様々な相談を通してDVの把握に努め、関係機関が相互に連携することにより速やかな支援につなげる。	子育て支援課 健康づくり推進課 こども支援センター ※

Ⅲ 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

4. 被害者の安全確保の徹底

①被害者の緊急時等の安全確保の徹底	
・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。	子育て支援課 高齢福祉課
・警察等他機関と連携をして支援する。	子育て支援課
②一時保護施設等との連携	
・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県と連携して支援する。	子育て支援課
・子どもがいる世帯の場合は、児童虐待にも該当する恐れがあることから児童相談所と連携して母子を支援する。	子育て支援課
・子どもがおり、加害者からの追跡等の危険が低い場合は、母子生活支援施設と連携しながら自立を支援する。	子育て支援課

5. 個人情報の保護

①被害者情報保護の実施	
・加害者からの被害者に係る閲覧申出・請求等に対する制限を徹底する。	市民課
・申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底する。	市民課
・被害者情報の共有と関係機関による居場所を含む被害者の情報管理を徹底する。	生活福祉課 市民課 国保年金課
・他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底する。	子育て支援課

6. 自立に向けた
支援の実施

①就労・居住場所等の確保に関する支援	
・相談窓口において、自立支援に関わる情報を提供する。	子育て支援課
・被害者の状況や環境に応じ、医療機関やカウンセリングのほか、法律相談等についての情報を提供する。	子育て支援課
・必要に応じた被害者へのカウンセリングの実施について検討する。	子育て支援課
・公営住宅やセーフティネット住宅の情報を提供する。	建築住宅課
・被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入所を実施する。	子育て支援課
②各種援護制度を活用した支援	
・生活保護をはじめ、被害者への適切な生活支援策を情報提供し、状況に応じて手続や相談に同行する。	子育て支援課 生活福祉課
・申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底する。（再掲）	市民課
③こどもへの支援	
・保育施設への入所を優先的に実施する。	こども未来課
・小中学校、幼稚園の転校にあたっての配慮、相談を通じて就学援助等の支援策を情報提供し、適切に対応する適切な対応情報提供と相談とを通じて手続を支援をする。	学校教育課
・転校後の学校内での安全を学校と連携して確保する。	学校教育課
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制を整備し、こどもの心理的安定を図る。	教育指導課

IV 関係機関の連携と協力

7. 庁内機関との連携

① 庁内連絡会議等の活用

・保健・教育・福祉等各部門が連携及び情報を共有し、被害者等からの相談をはじめ保護や自立支援等を円滑に進める。

子育て支援課

8. 庁外機関との連携

① 関係団体との連携

・外国人の被害者、高齢の被害者、障がいのある被害者の支援に向け、虐待等防止対策会議を通じて関係機関との協力体制に努める。

子育て支援課
福祉政策課※

・一時保護施設との連携を強化し、迅速に対応する。

子育て支援課

・県等との連携・協力体制を強化する。

子育て支援課

(FAX : 0178-43-2144)

第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画案
への意見有 無
(該当する方へ○をつけてください)

委員名

項 目 (「施策の方向」等)	内 容 (「修正事項」や「追加事項」等)

※ 意見（無も含む）については、**令和2年1月31日（金）まで**に子育て支援課へファクスにてご提出願います。

第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画 策定作業工程表

		11月	12月			1月			2月			3月		
		下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
改訂作業	素案 (骨子) 作成													
	修正案 作成													
	最終 修正案													
	最終案													決裁
意見 聴取	庁内 DV被害者 支援庁内 連絡会議 民生協議会 (改訂報 告)				素案提示 意見聴取 (12/25)		取り まとめ						最終修 正案提 示	24日臨 時 報告
	庁外 虐待等防止 対策会議 パブリック コメント							協議・ 意見聴取					最終修 正案提 示	
									1月23日～2月25日					

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成 24 年 9 月

八 戸 市

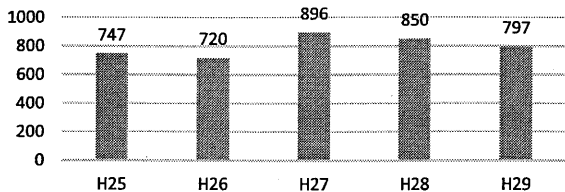
第4次青森県DV防止・被害者支援計画の概要

1 計画の目的・改定の趣旨

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の趣旨と同法に基づき国が定めた基本方針に則り、配偶者からの暴力(DV)の防止と被害者の保護及び自立支援に関して県が実施する施策について定めるもの
- 第3次計画の計画期間が平成30年度で終期を迎えることから、その後の社会情勢の変化や本県の現状、関係機関等の意見を踏まえて改定を行う [計画期間] 5年間(2019年度~2023年度)

2 現状・課題

■ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



※女性相談所、青森県男女共同参画センター、6地方福祉事務所、青森市の計9か所に設置

■ 市町村における相談支援体制の整備状況

DV基本計画策定市町村数	34市町村
配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	1市(青森市)

※市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置は努力義務

■ 青森県DV防止対策推進会議の意見

- ・ 一時保護所退所後も継続して被害者に対する支援が可能となるような支援体制の構築を検討すること
- ・ 性別に関わらず被害者が相談できるようなメッセージを盛り込むこと

3 主な変更点

- 男性、女性を問わず計画の対象となる旨明記
- 市町村における相談支援体制の強化に係る記載を整理・充実
- 一時保護所退所後の支援体制の整備に係る記載を追加

4 進行管理と評価

- 青森県DV防止対策推進会議において、毎年、関連事業の実施状況等を報告し、進捗状況を評価
- 毎年、進捗状況を県民に公表し、効果的な推進に取り組む

5 施策体系

基本理念 / 配偶者からの暴力のない社会を目指して

【追加】計画の「基本的考え方」に「計画の対象」を新規で追加し、男性、女性問わず対象とする旨明記

基本目標	重点目標	施策の方向
I DVを許さない社会づくり	1 人権感覚・人権意識の育成	(1)地域、学校、家庭等における人権教育の推進 (2)男女共同参画の推進
	2 DVについての正しい理解の普及と予防啓発	(1)県民への正しい理解の普及と予防啓発 (2)女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実 (3)DVに関する情報収集・提供
	3 加害者更正のための取組の推進	(1)加害者更生に関する研究 (2)加害者の相談への対応の検討
II 被害者保護対策の充実	4 発見・通報体制の充実	(1)発見・通報機関における対応の強化 (2)医療機関・福祉関係者における発見・通報等体制の強化 (3)県広報の活用等による通報窓口等の周知 (4)高齢者又は障害者に関する情報への対応
	5 迅速かつ適切な被害者保護	(1)一時保護体制の充実 (2)広域連携の促進 (3)警察における対応の充実 (4)保護命令に対する適切な対応の確保
	6 同伴家族等への支援	(1)虐待・DV等総合対策の推進 (2)一時保護所に同伴する子どもの心のケアと支援の推進 (3)子どもの安全な就学の確保
	7 相談への対応の充実	(1)いつでもどこでも相談できる体制の確立 (2)市町村における相談支援体制の強化 【追加】 (3)相談者の多様なニーズへの対応の充実 (4)障害者や外国人被害者に対する支援体制の整備 (5)相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスクア体制の整備 (6)苦情処理体制の構築
III 被害者の自立支援のための環境整備	8 被害者の自立への支援	(1)就労促進のための支援 (2)住宅確保のための支援 (3)各種保護制度等の利用に関する支援 (4)司法制度等の利用に関する支援 (5)ステップハウスのあり方についての検討
	9 被害者の精神的回復のための支援	(1)被害者の心のケアの充実 (2)子どもの心のケアの充実 (3)一時保護所退所後の支援体制の整備 【追加】
IV 職務関係者の資質の向上と連携	10 職務関係者への研修等の充実	(1)相談及び一時保護担当職員の資質の向上 (2)関係者への研修の充実
	11 関係行政機関の連携の推進	(1)県域における連携 (2)地域における連携 (3)実務関係者間の連携
	12 民間団体等との連携の推進	(1)民間団体との協働による取組の検討と活動支援 (2)医療関係者との連携 (3)民生委員・児童委員及び人権擁護委員との連携

※ 赤字は主な変更点

DV被害の相談受付状況

【単位：件】

		青森県受付分 ①		(八戸市民分) ②		八戸市 受付分 ③ 【移送※】		八戸市分 (②+③)	
26	件数	720		126		69 【0】		195	
	前年比	△ 27	96.3%	8	106.7%	△ 44	61.0%	△ 36	84.40%
27	件数	896		126		128 【0】		254	
	前年比	176	124.4%	0	100.0%	59	185.5%	59	130.3%
28	件数	850		119		63 【1】		182	
	前年比	△ 46	94.9%	△ 7	94.4%	△ 65	49.2%	△ 72	71.7%
29	件数	797		96		102 【2】		198	
	前年比	△ 53	93.8%	△ 23	80.7%	39	161.9%	16	108.8%
30	件数	873		45		69 【0】		114	
	前年比	76	109.5%	△ 51	46.9%	△ 33	67.6%	△ 84	57.6%

※「移送」・・・所定の保護施設への移送（同行）